

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と階上町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号イに次のように加える。

(ウ) 障がい者福祉の充実

a 取組の内容

(a) 圏域内の障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉に携わる行政職員、福祉サービス事業に携わる関係者、福祉に関心のある住民等を対象として、発達障がいに関する合同研修会（以下「発達障がい合同研修会」という。）等を開催する。

(b) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第21条第1項の規定に基づき市町村審査会が行う障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定に係る事務（以下「審査判定事務」という。）を効率的に処理するため、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 発達障がい合同研修会等を開催することとし、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(ii) 審査会において審査判定事務を実施することとし、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(b) 乙の役割

(i) 甲の開催する発達障がい合同研修会等の企画に参画するとともに、当該研修会に乙の職員を参加させ、乙の区域内の福祉サービス事業に携わる関係者、福祉に関心のある住民等に当該研修会等の開催を周知し、積極的な参加を促進することとし、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(ii) 甲の設置する審査会において実施する審査判定事務について、住民に情報を提供することとし、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(ア) b (a) (iii) 中「八戸市農業交流研修センター」を「八戸市農業経営振興センター」に改め、同条第2号ウ(エ) 中「(仮称) 元気アップ青年会議」を「はち

のへ青年倶楽部カダリスタ」に改める。

第3条 原協定第3条第2号エを次のように改める。

エ 安全・安心なまちづくり

(ア) 安全・安心情報システムの構築

a 取組の内容

災害や犯罪に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、甲が実施している甲の区域内の災害や暮らしの安全・安心に関する情報のメール配信サービスを圏域内の町村に拡大し、圏域内の安全・安心情報システムを構築する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 現在、甲が実施している甲の区域内の災害や暮らしの安全・安心に関する情報のメール配信サービスについて、乙の区域内の災害や暮らしの安全・安心に関する情報についてもメール配信できるように拡大して安全・安心情報システムを構築することとし、当該構築に要する費用を負担する。

(ii) 安全・安心情報システムの維持管理に関して、乙及び関係町村と協議の上、費用を負担する。

(b) 乙の役割

(i) 安全・安心情報システムを活用し、乙の区域内における災害や暮らしの安全・安心に関する情報をメール配信する。

(ii) 安全・安心情報システムの維持管理に関して、甲及び関係町村と協議の上、費用を負担する。

(イ) 福祉避難所の整備

a 取組の内容

身体的ケアやコミュニケーション支援など特別な配慮を必要とする障がい者や高齢者等（以下「要援護者」という。）の避難所として活用するため、社会福祉事業を行う施設を福祉避難所に指定する等により整備し、圏域内において相互利用を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係町村と共同して福祉避難所の指定を行うほか、施設の整備及び要援護者の避難に要する費用を負担する。

(b) 乙の役割

甲及び関係町村と共同して福祉避難所の指定を行うほか、施設の整備及び要
援護者の避難に要する費用を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を
保有する。

平成23年12月20日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

町長 浜谷 豊美